



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）は助け合いの仕組みです。制度のご理解をお願いします。平成29年度の保険料は6月中旬ごろに通知します。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得^{※1}が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の平等割と均等割^{※2}が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減

減の割合は7割、5割、2割の3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯内の加入者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。平成29年度から、5割と2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。（表1）

やむを得ず失業した人の軽減制度

倒産や解雇などでやむを得ず失

業した人が国保に加入した場合、保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人と、既に国保に加入していて失業した人のうち、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

国保課に届け出をしてください

公共職業安定所で雇用保険の手

※1 対象となる「所得」とは 平成28年1月1日～12月31日までの1年間の、世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

※2 国民健康保険料とは

保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）で構成されています。さらに(1)～(3)それぞれが①平等割（世帯単位で掛かる）、②均等割（加入者1人ずつに掛かる）、③所得割（加入者全員の前年所得で算定）で構成されています。

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	前年所得が次の基準額以下
7割	33万円（変更なし）
5割	26万円5000円 ↓ 33万円+27万円×加入者数（平成29年度から）
2割	48万円 ↓ 33万円+49万円×加入者数（平成29年度から）

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人
特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち
世帯の前年の総所得が加入者数と旧国保被保険者数 ^{※3} の合算数×35万円+33万円以下の世帯
加入者が特別寡婦・特別障害者に該当または、同居の特別障害者（加入者に限る）を扶養する世帯のうち
世帯の前年の総所得が加入者数と旧国保被保険者数 ^{※3} の合算数×35万円+55万円以下の世帯

※3 旧国保被保険者:国保から後期高齢者医療制度に移行した人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得がある人が1人の場合

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万9000円
3人世帯	給与収入 約98万円～223万1000円
4人世帯	給与収入 約98万円～273万1000円

●年金収入の人の減免基準

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円

●年金収入の人の減免基準

① 昭和27年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円

② 昭和27年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

表3 保険料の賦課限度額（上限額）

区分	29年度
医療保険分	54万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護保険分	16万円
合計	89万円

保険料の賦課限度額（上限額）は据え置きとなります。（表3）なお、今年度の保険料率などは、広報おびひろ7月号でお知らせします。

平成29年度の賦課限度額

国保から後期高齢者医療制度へ移行すること、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。

減免制度
所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になる場合があります。

所得が少ない世帯が対象
世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の50パーセントが減免になる場合があります。（表2）

その他の理由で納付が困難な場合
・失業や病気により収入が著しく減少した場合
・長期入院などで多額の医療費が掛かった場合
・火災や地震などで資産に重大な損害を受けた場合
他の保険の加入者に扶養されていた65歳以上の人の減免制度
社会保険などに加入していた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、その人に扶養されていた人（旧被扶養者）で国保に加入した65歳以上の人は、保険料の減免を受けられる場合があります。国保へ加入手続きをするときに減免申請を受け付けます。

減免の申請受付期間
6月15日以降に納入通知書を郵送するので、対象者は印鑑と納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。平成29年度分の減免申請の期限は、原則、平成30年3月31日までです。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置
国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置を受けるための手続きは不要です。

◆特別措置1
低所得者への軽減
国保から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内において、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆特別措置2
1人になった世帯への軽減
国保から後期高齢者医療制度へ移行すること、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。